

千葉運行部を 団交にひきずりだす！



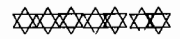
日刊 動労千葉

87. 8. 21

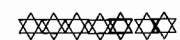
No. 2634

国鉄千葉動力車労働組合

千葉市要町二一八（動力車会館）
（鉄電）二九三五・六（公衆）〇四七二（22）七二〇七



八月十八日、動労千葉は「貨車解体業務」について千葉運行部と団体交渉を行った。われわれは、労働組合否定、労務政策最優先の千葉運行部を団交のテーブルにつかせた成果を確認したうえで、不誠実な対応に終始する当局姿勢を改めさせるべく、さらにたたかひぬかなければならない。



団交を拒否する 強権的労務支配をうち破る

千葉運行部は新会社発足以降、一切の団交を拒否し、一方的な施策を強行してきた。

団交拒否の理由は「団交事案ではない」「労働条件の変更ではない」「労働協約を締結していない」等、労働者の当然の権利として団体交渉権を定めた憲法や労働組合法をも無視したものである。

特に、千葉運行部は「貨車解体業務」について団交を拒否し、七月六日に事前通知を行い、七月十六日に発令を強行した。

ところが、鉛中毒の危険性について、当該労働者に何ひとつ知らせなかったばかりか、現地調査によって劣悪な労働条件が暴露されたのだ。

すなわち、炎天下の作業、クーラーも扇風機も電源もない休憩所、鉄サビでにがり、煮沸しなれば飲めない飲料水等々。

自らの違法行為を認めぬ千葉運行部 —更なる追及を—

人命にかかわる問題に「団交事案ではない」も

へったくれもあるものか。

動労千葉は、千葉運行部の姿勢を厳しく弾劾し、連日団交開催を要求するとともに、実力でテーブルにつかせることを宣言し、そのための武器としてスト権確立の一票投票に突入した。

法をも無視した強権的な姿勢が明らかになることを恐れた千葉運行部は、八月十八日、新会社移行後、初めて団交に応じたのである。

団交開始の理由について当局は、「施策について一定の説明をして理解を得るべく努めてきたが十分な認識を得られなかった」と答えた。これは完全に負けおしみである。団交拒否は、明らかかな違法行為であり、われわれの主張があまりにも正当であるが故に、応ぜざるを得なかったのである。

しかし、当局は団交に応じたものの誠意をもって問題を解決しようという姿勢は全くなく、団交をやったという既成事実を残すことだけが狙いである。

われわれは、当局の不真面目な姿勢を断じて許さず、自らの労働条件は自らの力でかちとることをあらためて宣言するものである。

8.9長崎原水禁 闘争に参加して きました。



再びヒロシマ・ナガサキを繰り返すな！——長崎は、戦争反対の渦につつまれていました。しかし労働運動においても、今進められている道は、総評解散、軍需生産や原発、安保に賛成する全民労協との統一という、明らかな戦争への道、産業報国会の再来に他なりません。今こそ真に広島・長崎を忘れぬ闘いが問われています